

平成 26 年 5 月 28 日

税制調査会

会長 中里 実 殿

税制調査会・法人課税ディスカッショングループ

座長 大田 弘子 殿

公益財団法人公益法人協会

理事長 太田 達男

公益法人等課税の議論に関する要望について

(はじめに)

今般の税制調査会・法人課税ディスカッショングループ（法人課税DG）における公益法人等課税の議論に関しましては、弊協会はじめ会員団体も含めまして毎回大きな関心をもって動向を見守っているところです。5月9日の法人課税DG第5回会議における公益法人等関係では、以下の論点が上げられております。

1. 介護事業と保育事業は、多様な主体が競合して実施している。特に介護事業は、法人税法上は収益事業とされているものの、社会福祉法人等が実施する場合は特例として収益事業から除外されている。この特例を経営形態間のイコールフティングの観点から見直すべきではないか
2. サービス提供主体の多様化や市場の変化も踏まえ、公益法人等や協同組合等に対する課税について、上記以外の優遇税制全体についても、抜本的な見直しに着手すべきではないか

また、同日会議資料の「法D5-2」では、「公益法人等、協同組合等に係る法人税制の見直しの視点」として、以下の趣旨が上げられています。

- 平成 20 年の公益法人改革で検討対象とされなかった「特別法に基づく法人」を含め、公益法人等の範囲を再検討すべきではないか。
- 収益事業課税の対象範囲、及び収益事業の範ちゅうであっても一部非課税とされている特定の取扱いについて、妥当性を再検討すべきではないか。
- 収益事業により生じた所得のうち一定割合をみなし寄附金として損金算入できる制度を認め、更に軽減税率を認めることは過度な優遇とならないか。
- 金融資産収益については、会費や寄附金収入とは異なり、公益法人等が事業活動の中で新たに発生した所得であること等から、一定の税負担を求めるべきではないか。

(要望)

公益社団・財団法人は、平成 20 年の公益法人制度改革の際に、最高度の機関設計

(ガバナンス)と透明性並びに「公益目的事業比率」「収支相償規制」「遊休財産保有制限」の財務三基準などの18項目に上る厳格な認定基準が設けられ、これを前提として支援税制が構築されたものです。

金融収益の非課税、みなし寄付金の損金算入、軽減税率の適用など、貴調査会及び法人課税DGにおいて俎上に上っている諸問題につきましては、上記事情を勘案され現行税制を維持されますよう強く要望します。

また、認定特定非営利活動法人につきましても、平成13年4月の抜本改正により、厳格な法人運営が求められることとなり、公益法人同様今後の日本社会において民間公益活動を担う主体として、その役割が高く評価されているところです。

今月末には、法人課税DGとして基本的考え方が取りまとめられるとのことですが、急速に少子高齢化する日本社会において、民間の自発的で利他的な視点から様々な社会的課題に取り組んでおります公益法人・認定特定非営利活動法人の活動を今後ともご支援いただきますようお願い申し上げます次第です。

以上

「公益財団法人 公益法人協会」(理事長・太田達男)は、1972(昭和47)年に総理府(現総務省)の許可を受け、民間の出捐により設立された公益法人です。新公益法人制度の施行にともない公益認定を取得し、2009(平成21)年4月から公益財団法人として新たにスタートいたしました。「公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与すること」をミッションとしています。

公益財団法人 公益法人協会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15

TEL03-3945-1017 FAX 03-3945-1267